

岩手県中学校総合体育大会・岩手県中学校新人大会における合同チーム参加規程

1 趣 旨

参加を承認する趣旨は、少子化に伴い運動部による単独でのチーム編成ができないこと等への「救済措置」であり、勝つこと（勝利至上主義）を目指すチーム編成であってはならない。

2 編成の条件

(1) 合同チームは、年度当初に編成された部（ただし、アイスホッケー・ラグビーを除く）で、校長が学校教育の一環として認め、合同部活動ができる状況にあることとする。（それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在すること。）

(2) 合同チームは、原則として同一地区中体連内の当該校であること。（地区大会が県大会の予選となっているため）

(3) 参加種目は、個人種目のない以下の競技種目（9種目）に限る。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、ハンドボール（7）、軟式野球（9）、バレーボール（6）、ソフトボール（9）、ホッケー（6）、アイスホッケー（12）、ラグビー（12）

※ ただし、（ ）内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

※ なお、アイスホッケーは混成チームでの参加も認めることとする。

(4) チーム名は、校名を併記すること。（ただし、アイスホッケーを除く）

(5) 参加申し込み手続きは、該当校の校長が承認の上、代表校が行う。ただし、申込書職印は連名押印を必要とする。

(6) 承認手続きは、各地区予選において、地区中体連が条件に合致するものであるか審議し承認する（地区予選なしで参加できる競技については、申し込み前までに地区中体連が条件に合致するものであるか審議し承認する）。なお、統合が決定した学校同士による合同チームは、申請に基づき地区中体連が審議し承認する。

(7) 合同チームを承認した場合、地区予選開催前までに地区中体連から県中体連事務局に対して報告する。（地区予選なしで参加できる競技については、申し込み前までに地区中体連から県中体連事務局に対して報告する）

3 引率・監督等

(1) 合同チームの引率は、それぞれの学校の校長・教員・部活動指導員とする。

(2) ベンチに入る参加人員数は各種目の競技規則の通りとし、いずれかの学校の校長・教員が代表監督となる。（部活動指導員は他校の監督にはなれない）

(3) コーチについては、参加各校の校長が認めた者とする。

(4) ベンチ等に入ることのできない他の参加校の校長・教員は、競技エリア付近もしくは本部席付近に席を設けたり、「引率責任者」等のIDをつけたりするなどして区別化を図ることにより、自校の選手が有事の際には速やかに対応することとする。

(5) 別席にいる引率責任者は、公式練習前までは指導ができるが、公式練習以降は声援のみとし、指示やアドバイス等は一切行わない。

4 合同チーム編成基準

(1) 参加可能最低人数に満たない複数校による合同チーム。

(2) 参加可能最低人数に満たない学校と、参加可能人数を満たしている学校による合同チーム。（ただし、合計の人数が登録人数以内であること）

<例：バスケットボール> 参加可能最低人数5人 登録人数15人

	A校	B校	備 考	可・否
A校が最低人数	4人	11人	合計人数が登録人数以内である	可
に満たない場合	3人	13人	合計人数が登録人数を上回る	否

5 その他の留意事項

- (1) 自校努力によって部の整理統合等を行うなどの策を講じること。
- (2) 自校努力を講じても、なおかつ、部員が少なくて試合に出場できなくなった場合のみの特別措置として、合同部活動を教育の一環として実施していること。
- (3) 大会への参加にあたっては、「2 編成の条件」並びに「5 その他の留意事項(2)」を原則とするが、各地区での状況が多様化していることから、本規程に準じた「地区中体連合同チーム参加規程」を策定し、弾力的に運用することを認める。県中体連は、各地区中体連において審議し承認された合同チームでの出場を原則として認める。

※ この規程は、平成15年4月1日より適用する。

※ 平成16年11月26日 一部改定〔1, 2の(7)〕

※ 平成18年11月28日 「2年ごとの見直し」を、以後、「必要に応じて見直す」こととする。

※ 平成30年5月2日 一部改定〔3の(1)〕

※ 令和元年5月2日 一部改定〔3の(2)(3)(4)(5)〕

※ 令和3年4月30日 一部改定〔2の(1)(3)(4), 5の(3)〕